

平成27年度

行政監査報告書

平成28年3月

小樽市監査委員

## 目 次

1	監査執行者	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の実施期間	1
4	監査の対象等	1
5	監査の目的	1
6	監査の主な着眼点	1
7	監査の実施方法	2
8	監査の結果	2
9	おわりに	6

# 平成27年度 行政監査報告

## 1 監査執行者

監査委員 菊池 洋一

監査委員 前田 清貴

## 2 監査のテーマ

市に事務局を置く任意団体等の事務

## 3 監査の実施期間

平成27年11月17日から平成28年2月4日まで

## 4 監査の対象等

### (1) 監査を実施した部局等

教育委員会、農業委員会事務局

### (2) 監査の対象範囲

平成26年度及び平成27年度において、市に事務局等を置き、市の職員が業務の一環として従事している任意団体等の事務（国又は地方公共団体のみで構成される団体、市の職員のみで構成される団体及び予算を有しない団体を除く）

## 5 監査の目的

本市には、市民や関係団体等と連携・協力しながら各種事業を推進するため、様々な任意団体が設立され行政運営を補完する役割を担っていますが、その設立の経緯などから、市が事務局として事務全般を担っている場合も少なくありません。一方で、これら任意団体の事務については、本市の条例規則等の適用を受けないため、団体ごとに独自の方法で事務処理が行われています。

こうしたことから、任意団体の事務の状況について、とりわけ現金預金の管理及び経理事務が適正に行われているかを中心に、事務全般を検証することを目的として監査を実施しました。

## 6 監査の主な着眼点

- (1) 現金預金等が適正に管理されているか
- (2) 出納簿等の帳簿類が適正に作成されているか
- (3) 領収書等の帳票類が適正に保管されているか
- (4) チェック体制が適正に機能しているか
- (5) 文書等が適正に処理・保管されているか

## 7 監査の実施方法

全ての部局に対して、調査票により任意団体の事務局等の設置及び事務の状況についての調査を行うとともに、定期監査に併せて実地監査を実施しました。

実地監査に当たっては、あらかじめ任意団体の事務の状況に係る資料の提出を求めるとともに、伝票、出納簿、預金通帳、事務文書など関係書類について審査を行い、あわせて関係職員から説明を受け、その内容を確認する方法により実施しました。

## 8 監査の結果

監査の結果は、下記のとおりです。

### (1) 調査票の集計結果について

調査の結果、市が事務局として関与している団体は55団体あり、そのうち47団体において現金預金の管理に携わっています。

### ア 任意団体事務局の設置状況等について

#### ○部局別の設置状況

部 室 課 等	団体数	部 室 課 等	団体数
総務部	5 ( 5 )	保健所	1 ( 0 )
企画政策室	1 ( 1 )	健康増進課	1 ( 0 )
新幹線・高速道路推進室	2 ( 2 )	消防本部	4 ( 4 )
秘書課	2 ( 2 )	予防課	4 ( 4 )
産業港湾部	18 ( 18 )	水道局	2 ( 2 )
港湾室	2 ( 2 )	総務課	2 ( 2 )
観光振興室	5 ( 5 )	教育委員会	10 ( 7 )
商業労政課	4 ( 4 )	指導室	1 ( 0 )
産業振興課	4 ( 4 )	学校教育課	2 ( 2 )
水産課	3 ( 3 )	生涯学習課	3 ( 2 )
生活環境部	9 ( 5 )	生涯スポーツ課	1 ( 0 )
男女共同参画課	3 ( 3 )	学校給食センター	1 ( 1 )
生活安全課	1 ( 0 )	文学館	1 ( 1 )
青少年課	4 ( 1 )	美術館	1 ( 1 )
勤労青少年ホーム	1 ( 1 )	議会事務局	1 ( 1 )
福祉部	4 ( 4 )	農業委員会事務局	1 ( 1 )
地域福祉課	3 ( 3 )		
子育て支援課	1 ( 1 )	合 計	55 ( 47 )

※括弧内は、うち市が現金預金の管理を行っている団体数

#### ○任意団体の主な事業目的・形態

	大会・講座 ・イベント 等の開催	市を主体と する事業へ の民間協力	地域・団体 等との官民 協業事業	民間活動の 推進・支援 及び育成	意見・情報 交換のため の会合等	その他
団 体 数	15	7	11	8	4	10

## イ 現金預金の管理状況について

### ○現金預金の保有形態

	預金通帳と現金の両方	預金通帳のみ	現金のみ	なし
団体数	9	36	2	8

預金通帳のみを保有する団体が多数を占めていますが、現金を保有している団体も11団体ありました。現金預金の保管に当たっては、必ず施錠可能な金庫等に保管するとともに、特に現金の保管については、必要最小限の金額及び期間に留めるなど、安全対策に留意した厳重な管理が望まれます。

### ○預金通帳と通帳印の保管状況

	別々に保管	一緒に保管
団体数	42	3

預金通帳と通帳印を一緒に保管している団体が一部にありましたが、防犯上の問題や担当者一人で現金引出しが可能になる管理上の問題から、別々に保管するなど管理方法の見直しが望まれます。

### ○キャッシュカードの保有状況

	保有あり	保有なし
団体数	3	44

キャッシュカードを作成している団体が一部にありましたが、キャッシュカードは、容易に入出金できる利便性から事務の軽減に寄与する一方で、紛失や不正使用なども懸念されるため、なるべく保有は避けるべきものと考えます。業務の都合上やむを得ず保有する場合は、特に厳重な管理運用が望まれます。

## ウ 経理事務の状況について

### ○収入支出の決定について

	決裁あり	決裁なし
団体数	43	4

収入支出の決定に当たり決裁を行っていない団体が一部にありましたが、収入支出の内訳や決定の確認があいまいになり、不適切な経理処理を見抜けなくなる恐れもあるため、収入調書・支出調書などによる決裁を行うべきものと考えます。

### ○出納簿の作成状況について

	作成あり	作成なし
団体数	45	2

出納簿を作成していない団体が一部にありましたが、出納簿は、収支状況の把握や現金預金残高の照合の際に必要な帳簿であり、収入支出の頻度や取り扱う金額の多少にかかわらず作成すべきものと考えます。また、特に現金を管理する場合は、現金専用出納簿を備え記録管理する必要があると考えます。

## エ チェック体制について

### ○現金預金残高と出納簿との照合の実施状況

	出納担当者以外が実施				出納担当者が実施	実施なし
	毎週	毎月	年数回	年1回		
団体数	0	14	4	7	20	2

現金預金残高の照合を出納担当者が実施している団体が半数近くありましたが、担当者によるチェックでは内部けん制が機能しないことから、管理責任者である所属長など、担当者以外の者が実施すべきものと考えます。

実施回数については、毎月が最も多くなっていますが、年1回も7団体ありました。収支の動きの少ない団体や活動期間が短い団体においても、現金預金管理の重要性に鑑み定期的な実施が望まれます。

また、残高の照合に当たっては、実施者が出納簿に押印するなどの記録を残すべきものと考えます。

### ○市職員以外による会計監査の実施状況

	実施あり	実施なし
団体数	46	1

ほぼ全ての団体で、市職員以外による会計監査を実施していました。市職員の内部チェックに留まらず、団体の監査役などが関与する外部チェックの実施が、けん制機能の強化を図る上で肝要と考えます。

## (2) 実地監査について

下記の11団体について実地監査を実施しました。各団体の監査結果については、内容別にまとめ、次ページに記載しています。

部室課等 実施期日	団体名	現金預金の管理 経理事務の有無
教育委員会 学校給食センター 平成27年11月17日	①小樽市学校給食運営協議会	預金のみ 経理あり
教育委員会 文学館 平成27年11月20日	②小樽文学舎	現金のみ 経理あり
教育委員会 美術館 平成27年11月20日	③市立小樽美術館協力会	現金のみ 経理あり
教育委員会 指導室 平成28年1月15日	④小樽市教育研究会	なし
教育委員会 学校教育課 平成28年1月25日	⑤小樽市学校保健会	預金のみ 経理あり
	⑥小樽スキー学校	預金のみ 経理あり
教育委員会 生涯学習課 平成28年2月3日	⑦小樽市民大学講座実行委員会	預金のみ 経理あり
	⑧小樽市文化祭実行委員会	預金のみ 経理あり
	⑨小樽市文化団体協議会	なし
教育委員会 生涯スポーツ課 平成28年2月4日	⑩おたる運河ロードレース大会 実行委員会	なし
農業委員会事務局 平成28年1月19日	⑪小樽市農業者年金協議会	預金のみ 経理あり

ア 現金預金の管理状況

- ・預金通帳と通帳印が同一の金庫に保管されていました。(⑥⑪)
- ・戻入金を現金のまま1か月以上保管している例が見られました。(⑪)

イ 経理事務の状況

- ・収入支出の決定に当たり、決裁が行われていませんでした。(⑥)
- ・収入伺・支出伺を作成しているが、決裁は毎月末に一括で処理されていました。(②③)
- ・支出は支出伺により決裁を行っているが、収入の決裁は行われていませんでした。(⑤)
- ・支出金を戻入する際に、決裁を行わずに処理している例が見られました。(⑤⑪)
- ・市職員が立替払いにより支出している例が見られました。立替払いは簡便な支出方法ですが、私金との区別が不明瞭になりやすく、ずさんな経理を助長する恐れがあること、また、市職員が職務として金銭管理する上で、公金に準じた取扱いが求められることから、立替払いによる支出には慎重を期すべきものと考えます。(⑤)
- ・出納簿が作成されていませんでした。(⑥)
- ・現金保管及び出納を行っているが、現金専用出納簿が備えられていませんでした。(②③)

ウ チェック体制

- ・現金預金残高と出納簿との定期的な照合について、照合確認の押印などの実施記録が残されていませんでした。(②③⑤⑥⑧⑪)
- ・団体の監査役など市職員以外の者による会計監査が実施されていませんでした。(⑥)

エ その他

- ・団体で保管すべき文書が市の文書綴りに保管されている例が見られました。(④⑧⑨)
- ・市の決裁文書が団体の文書綴りに保管されている例が見られました。(⑩)
- ・参加申込書などの文書が束のまま整理せずに保管されているなど、文書管理が適切とは言い難い例が見られました。(⑥)

## 9 おわりに

行政監査の結果は前述のとおりですが、市が任意団体の事務局を務める場合、効率的で自由度の高い運営により行政を補完する役割が期待される一方で、市の事務と団体事務の区別があいまいになりやすく、また、ともすれば効率を優先するあまり事務手続きが疎かになることが懸念されます。

全国的に見ても、任意団体の経理事務を務める自治体において、職員による横領事件などの不祥事が毎年のように報じられており、管理体制のずさんさがその要因として挙げられています。

今回の監査を振り返りますと、現金預金の保管、収入支出の決定、帳簿類の整備、現金預金残高の照合などの処理において、団体ごとに事務の有無や取扱いに差異が認められました。任意団体の独自性から、事務形態が異なるのは当然と言えますが、市の職員が職務として金銭管理をする以上、公金と同様に慎重な取扱いが望まれます。

こうしたことを踏まえ、任意団体を所管している部局におかれましては、今一度、事務手続きに不備がないか見直されるとともに、「担当者一人に任せきりにしない」「見えるかたちの記録として残す」「定期的なチェックを実施する」などの基本事項を念頭に置いて管理体制の整備を図り、適正な事務運営に努められることを切に望むものです。